

# 目 次

第1	源泉徴収制度について	1
I	源泉徴収制度の意義	1
II	源泉徴収義務者	1
III	源泉所得税及び復興特別所得税の納税地	2
IV	源泉徴収の対象となる所得の範囲	5
V	源泉徴収をする時期	8
VI	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	9
VII	復興特別所得税の源泉徴収の概要	12
第2	給与所得の源泉徴収事務	13
I	給与所得の課税標準	13
1	給与所得控除	13
2	給与所得者の特定支出控除	14
II	給与所得の範囲	15
1	特殊な給与の取扱い	15
2	現物給与の取扱い	22
III	給与所得の収入すべき時期	38
IV	給与所得の源泉徴収に際して控除される各種控除	38
1	控除の種類	38
2	所得控除	40
3	控除の対象になるかどうかの判定時期等	56
4	税額控除	57
V	給与所得者が源泉徴収義務者に提出する申告書	83
1	「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」	83
2	「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」	86
3	その他の申告書	86
4	申告書の電磁的方法による提供	87
5	申告書への個人番号の記載の特例	88
VI	給与所得に対する源泉徴収	88
1	賞与以外の給与に対する源泉徴収	89
2	賞与に対する源泉徴収	105
3	年末調整	111
VII	給与の支払明細書の交付	114
VIII	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	115
第3	退職所得の源泉徴収事務	116
I	退職所得の課税標準	116
II	退職所得の範囲	116

Ⅲ	退職所得の課税年分	121
Ⅳ	退職所得控除額の計算	123
1	通常の場合の勤続年数と退職所得控除額の計算	123
2	特殊な場合の勤続年数と退職所得控除額の計算	124
3	特殊な場合の勤続年数及び退職所得控除額の計算例 (普通退職の場合)	128
V	特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準の計算	132
1	特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準	132
2	特定役員退職手当等の範囲	132
3	特定役員退職所得控除額の計算	135
Ⅵ	退職所得に対する源泉徴収	141
1	「退職所得の受給に関する申告書」	142
2	申告書の電磁的方法による提供	142
3	申告書への個人番号の記載の特例	143
4	「退職所得の受給に関する申告書」の提出があった 場合の源泉徴収	143
5	「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなかった 場合の源泉徴収	149
Ⅶ	退職手当の支払明細書の交付	149
Ⅷ	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	150
<b>第4</b>	<b>公的年金等の源泉徴収事務</b>	<b>151</b>
Ⅰ	公的年金等の雑所得の金額	151
Ⅱ	公的年金等の範囲	152
Ⅲ	公的年金等の収入すべき時期	152
Ⅳ	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	153
V	公的年金等に対する源泉徴収	156
Ⅵ	公的年金等の支払明細書の交付	160
Ⅶ	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	160
<b>第5</b>	<b>報酬・料金等の源泉徴収事務</b>	<b>161</b>
Ⅰ	居住者に支払う報酬・料金等に対する源泉徴収	161
Ⅱ	内国法人に支払う報酬・料金等に対する源泉徴収	178
Ⅲ	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	179
<b>第6</b>	<b>生命保険契約等に基づく年金等の源泉徴収事務</b>	<b>180</b>
Ⅰ	生命保険契約・損害保険契約等に基づく年金に対する源泉徴収	180
Ⅱ	懸賞金付預貯金等の懸賞金等に対する源泉徴収	181

Ⅲ	定期積金の給付補填金等に対する源泉徴収	182
Ⅳ	匿名組合契約等の利益の分配に対する源泉徴収	182
Ⅴ	割引債の償還差益に対する源泉徴収（発行時源泉徴収）	182
Ⅵ	割引債の償還金に係る差益金額に対する源泉徴収の特例 （償還時源泉徴収）	183
<b>第7</b>	<b>利子所得の源泉徴収事務</b>	<b>186</b>
Ⅰ	利子所得の源泉徴収事務	186
1	源泉徴収の対象となる利子所得の範囲	186
2	利子所得に対する源泉徴収	187
3	源泉徴収義務の特例	190
4	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	190
Ⅱ	利子所得等の非課税に関する制度	190
1	障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度	191
2	障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度	203
3	障害者等の少額公債の利子の非課税制度	203
4	勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度	204
5	勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度	213
6	納税準備預金の利子の非課税制度	217
7	特定寄附信託の利子所得の非課税制度	218
8	金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用制度	218
9	公共法人等及び公益信託等に係る非課税制度	219
<b>第8</b>	<b>配当所得の源泉徴収事務</b>	<b>220</b>
Ⅰ	源泉徴収の対象となる配当所得の範囲	220
Ⅱ	配当所得に対する源泉徴収	223
Ⅲ	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	244
<b>第9</b>	<b>特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等の源泉徴収事務</b>	<b>245</b>
Ⅰ	特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例	245
Ⅱ	特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等及び源泉徴収 選択口座内配当等に対する源泉徴収等の特例	249
<b>第10</b>	<b>非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務</b>	<b>253</b>
Ⅰ	非居住者又は外国法人に対する課税制度の概要	253
Ⅱ	源泉徴収の対象となる国内源泉所得と源泉徴収税額	259
Ⅲ	源泉徴収制度の特例	267
Ⅳ	源泉徴収の対象となる国内源泉所得の取扱い	275

第11	源泉徴収票及び支払調書の提出	318
I	給与所得の源泉徴収票	318
II	退職所得の源泉徴収票	320
III	公的年金等の源泉徴収票	321
IV	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	322
V	配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書	323
VI	利子等の支払調書	324
VII	非居住者等の所得の支払調書	325
第12	災害被害者に対する救済	326
I	給与、公的年金等、報酬又は料金の支払を受ける人に対するもの	326
II	源泉徴収義務者に対するもの	331
第13	給与所得者の確定申告	333
I	給与所得者が確定申告を必要とする場合	333
II	退職所得がある人の場合	335
III	源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすれば その源泉徴収税額が還付される場合	335
	<b>【参 考】</b>	
●	給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例等	337
●	郵送等による書類の提出日	343
●	給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の記載例	345